

法務省・厚生省の合同検討会発足について

協議・検討の目的

精神障害者の犯罪は一般の犯罪に比べて発生率や実数は少ない。とはいえ、何の罪もない第三者に重大な被害を与える事例もある。また、精神障害者が幻覚や妄想などの一時的な症状に支配されて引き起こした事件を分析すると、適切な医療福祉的支援が提供されていれば犯罪に至らなかったであろうと認められる事例が多い。

精神障害に起因する犯罪の被害者を可能な限り減らすために、また、重大な犯罪を犯した精神障害者が同様の犯罪を繰り返さないようにするために、法務・厚生両省が共同して対策を多角的に検討することは喫緊の課題である。

医療と司法の両分野にかかわるこの問題の検討の過程では、専門的用語の理解の齟齬により議論に混乱を来すことも起こりがちであるが、重要なことは、精神障害に起因する不幸を実質的に減らすために何ができるかを見いだすことにある、と考える。

協議・検討事項

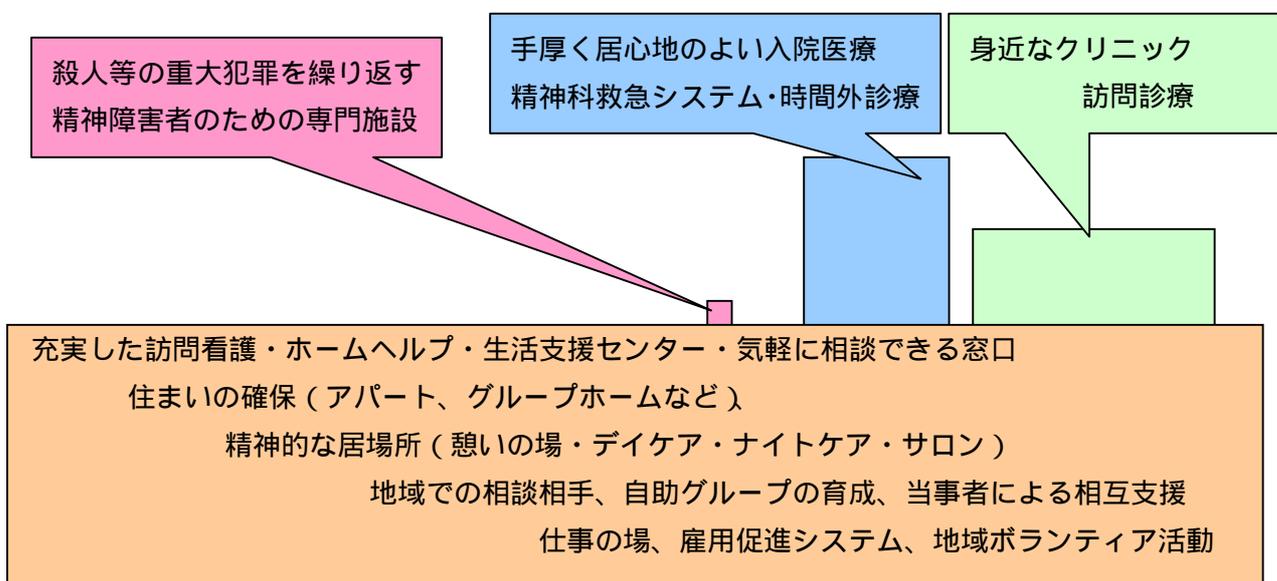
1. 精神障害に起因する犯罪の発生を予防するための方策の検討

幻覚や妄想など精神症状に起因する重大犯罪は、予防可能な犯罪の一つである。これまで起きた事件の背景を詳細に分析し、改善策を実行に移すことによって、精神障害が原因の犯罪の発生はかなり防ぐことができよう。この方策は、精神医療の水準の向上につながり、精神を病む当事者や家族に福音をもたらすという意味でも意義深い。

精神障害に起因する重大犯罪は、その背景によって

- ・精神障害と気づかず、未治療ゆえの犯罪
- ・気づいていたが、治療を敬遠したための犯罪
- ・治療を中断したための犯罪
- ・治療は継続中であったが、日常生活を支える福祉的支援に問題があったために症状の悪化を招き、起きてしまった犯罪
- ・上記とは、趣を異にするが、思いあまった家族による患者殺人などに分類することができる。

多くの先進国では、1970年代から図のような精神保健・医療・福祉システムを構築することによって、精神医療への信頼を高め、不幸な事件を防ぐ努力をしてきた。



こうした経験も参考にしつつ、次のような方策について検討する

- a. 信頼され、親しまれ、受診しやすい精神医療の構築
- b. 精神保健についての知識の普及
- c. 早期対応が必要な事例について、保健所や病院、警察、児童相談所、学校等が、通常の行政の枠組みを越えてかかわることができる新たな仕組みの構築
- d. 通院や服薬を中断しないための仕組みや支援体制の整備
- e. 退院後や通院中の患者を孤独にしないための地域精神保健福祉サービスの構築
- f. 地域における危機介入体制の構築

2. 重大犯罪を犯した精神障害者の処遇の決定と処遇システムの在り方の検討

触法精神障害者の精神病院で処遇は、現行法上は、犯罪と無関係な患者と同様となっている。しかし、両者を同じ体系の下で処遇することは、精神医療全体の水準の向上をはかる上で障害となっているだけでなく、次のような問題を引き起こしている。

- ・ 他の入院患者やスタッフの安全のために、重大犯罪をおかした入院者が、刑務所を上回る重装備の保護室に長期拘禁される例もあるという人権上の問題
- ・ 処遇の方法論を持ち合わせていない精神病院が、いわゆる「触法精神障害者」を早期に退院させる傾向があり、退院後、同様の犯罪が繰り返される現実

犯罪を犯して精神病院に措置入院されたいわゆる「触法精神障害者」は、一通りで

はない。薬物依存者、精神分裂病患者、いわゆる精神病質者・人格障害者、以上が重複している者等が含まれており、それぞれ、対応が異なる。

単なる薬物依存者や、「精神病質」「人格障害」とされる触法者は、一般には責任能力があることから、刑の対象とする現行制度で対応することとする。

しかし、重大犯罪を犯した精神障害者の中には、これを繰り返す傾向があり、かつ一般の精神医療では他害行為の再犯を防止することが困難とみなされる者も含まれる。従って、重大犯罪を犯した者については、医療的判断と司法的判断の双方が反映されるような適切な手続により入退院するとともに、個々の特性に応じた新たな専門施設における対処ができるようにすることを検討すべきである。

その際肝要なのは、専門施設にふさわしい方法論を身につけた専門スタッフの数と質、ならびに、退所後の支援体制を確保することである。

このような観点から、精神医療の充実と地域支援体制の構築を前提とし、また、イギリス、カナダ、オランダ、北欧等この分野に経験をもつ国々の例も参考に、次のような課題を検討する。

- a . 入退院の手続き、退院後のシステムをどうするか。
- b . 施設の配置と必要数、およびその人員配置数と構造をどうするか。
- c . 人材の養成をどうするか。医師、看護職、心理職、P S W等、専門スタッフの研修施設、研修内容、研修期間などの検討。
- d . 他害防止のために一般精神病院の保護室に長期収容中の患者や、矯正施設に長期収容中の患者も専門施設の対象にするかどうか。

以上の検討に当たっては、以下のような観点も含めて検討する。

- ・ 「殺人を犯したのに刑も受けず、精神病院からもいつの間にか退院していることは納得できない」「被害者（被害家族）として、加害者がどのような処遇を受けたのかを知りたい」「検察官は、犯罪を犯した精神障害者に安易な不起訴処分を行っているのではないか」など、処遇や決定過程に対する国民の不信や不満にこたえるための方策
- ・ 重大犯罪を犯してしまった当事者自身の「償いをしたい」「裁判を受けたい」という願いにこたえるための方策

協議・検討の方法

法務省、厚生省の関係部局の担当者、ならびに、精神医療、あるいは触法精神障害や人権問題に識見を有する者による検討会を密度高く開催する。あわせて、精神病院入院体験者や関心を有する市民の出席を求め、その意見を尊重しつつ、議論・検討をすすめる。

検討会の会議、あるいは議事録を公開とし、論議の透明化を図って国民の信頼を得つつ検討をすすめる。

勉強会のメンバーについて。

次のような方々にお集まり願いました。

- ・ 精神病院への入院歴があり、現在も服薬しながら、他の精神病の人々を支援する活動をしている方
- ・ 日本精神神経学会のこの分野に関する中心的メンバー
- ・ 日本精神病院協会所属の精神病院長で、この分野について詳しい方
- ・ 患者家族として長年、全国精神障害者家族連絡会動にたずさわってきた方
- ・ 日本弁護士連合会（日弁連）のこの分野に詳しい方
- ・ 一般市民の気持ちを代表する方
- ・ 関係官庁の関係者

それぞれの方が組織に持ち帰っては検討するという方法もありますが、それでは、結論が出るまでに時間がかかるので、組織の見解も踏まえつつ、自由に討論していただきました。

勉強会を始めるにあたって、お名前は公表しないと約束しておりますので、その点ご理解ください